

るいは耕作者の方に自分で復旧しなさいというのは余りにも過酷で、農地の耕作放棄につながりかねないといったことも懸念されましたので、庁内的には行政が支援すべきかどうかの賛否、もっと具体的に言いますと、やりすぎではないかといった意見もありましたけれども、補助率等々も何度か庁内で検討しました中で、結論として農地は農業のベース、いわゆる基盤となるものでもありますことから、特例的な措置として1カ所当たりの補助対象事業費の限度を40万円として個人の農地への倒木や流入土砂の除去に要した費用に対して85%の高率の市の独自補助をすることとしたものであります。なお、現在のところ、この土砂ばけへの対する市独自の補助ですけれども、85件の申請を受けておりまして、農家側の都合で復旧工事そのものがまだ済んでない現場というのも多数ありますけれども、おおむね、市の補助金ベースとして大体補助の金額が1,300万円くらいになるのではないかと現時点では考えております。以上です。

○尾原進一議長 5番 徳久研二議員。

○5 番（徳久研二議員） 非常にありがたいお話を聞かしていただきまして農家の方も非常に喜んでおります。まだいろいろ聞きたいことはありますけれども、ここで、初めての一般質問でございまして終わりたいと思います。誠意ある御回答、どうもありがとうございました。

○尾原進一議長 以上で5番徳久研二議員の一般質問は終結いたしました。

7番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） まず最初に、この議場に市民の代表として立たせていただいたことを支援者の方々はもちろんのこと、市民の皆様に感謝申し上げます。何分初めてのことで、言動、内容に不備なことがありますが、よろしく御容赦をお願いいたします。

通告に基づきまして一般質問を行います。

1点目に平成25年9月12日、高知新聞における議決を得ずして行われた契約のうち6件の入札について、2点目に道路拡張工事に伴う安芸中学校のプール移転問題について伺います。

まず最初に平成25年9月12日の高知新聞における議会の議決を得ずして行われた契約、これは安芸市は予定価格が2,000万円以上の物品の購入については条例により議会の議決が必要であるということになっておりますがその議決を得ずして行われた契約のことです、のうち6件の入札について質問します。

1、通告書のとおり6件の事業及び業務名のそれぞれの落札業者、予定価格、落札価格、落札率を伺います。価格はそれぞれ税抜きでお願いいたします。各担当課に質問です。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 お答えいたします。

事業名、消防タンク車整備事業、落札業者、 、予定価格3,122万円、
落札価格3,060万円、落札率98%。

事業名、救助工作車整備事業、落札業者、 、予定価格2,350万円、
落札価格2,350万円、落札率100%。

事業名、安芸分団消防ポンプ車整備事業、落札業者、 、予定価格1,970

万円、落札価格 1,960 万円、落札率 99.5%。

事業名、川北分団消防ポンプ車整備事業、落札業者、、予定価格 1,933 万円、落札価格 1,928 万円、落札率 99.7%。以上です。

○尾原進一議長 危機管理課長。

○畠中龍雄危機管理課長 事業名は災害用備蓄毛布購入業務で落札業者は
になります。予定価格は 1,932 万円で、落札価格 1,923 万 6,000 円、落札率は 99.6%になります。以上です。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 7 番議員の御質問にお答えいたします。

安芸市立小中学校パソコン導入業務につきましては、落札業者が、予定価格
格につきましては 3,539 万 9,700 円、落札価格 3,489 万円、落札率は 98.5%ということになって
おります。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 1 番、消防タンク車整備事業についてお伺いします。予定価格は誰
がどのように決めましたか。当時、消防長であった今の副市長にお伺いいたします。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 私の質問は当時、消防長であった副市長にお伺いします。これでい
きませんか。副市長にお伺いします、ですから。いかなければ訂正しますが。

○尾原進一議長 当時、副市長言いました

○7 番（宇田卓志議員） これは通告書へちゃんと書いてありますよ。誰に聞くことは。
副市長と書いてありますけど。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 財産の買い入れに係ります予定価格につきましては、副市長の決裁になる
かと思います。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） もう一度、質問します。予定価格は誰がどのように決めましたか、
副市長にお伺いします。質問に答えてください。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 担当課が起案いたしまして副市長が決裁をしております。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） どのように決めましたかというたら、担当課が起案したものをそのま
ま決めるんですか。ここに私が以前に情報公開を求めました。情報公開の内容は予定価格を決定
するに至り、そのいきさつ、参考見積もり、起案紙、設計入札等の記録の全てとしてもらったも
のがここにあります。要するに起案してそれを決めたと。そんなことは起案して決まっちゃうわ
けですね、結果的に。そんなことを質問しゆわけではありません。質問の内容が全然違います。

実はここに、これは落札業者です、と の見積もりがあります。その の見積金額 3,122 万円、これが予定価格の 3,122 万円、ぴったり一致してます。だから の見積書によって予定価格を決定したと、こういうことだと思いますが、この決定するシステムはどういうことになっておりますか、それをお伺いします。それを私が今言うたように、誰がどのように決めましたかということながです。お答え願います。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 御指摘のとおり参考見積もりをとりまして、参考見積もりの一番単価の安い業者を予定価格としたということでございます。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） そのようなことですので、これからも同じように質問ですが、何を根拠に誰がどう決めたかということでお答え願いたいと思います。指名業者は誰がどのようにして決めておりますか、お伺いします。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 業者選定につきましては、指名業者登録名簿に登載された業者を確認してから全国に納入実績のある消防ポンプぎ装メーカーの県内各代理店から選定いたしました。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 先ほど言いました指名された業者が入札記録に載っております。、、、、、5 社です。5 社のうち参考見積もりをとったのが先ほど言いました と。その参考見積もりをとったところが落札率 98%で指名されて落札してます。だからここから後もずっと聞いていきますが、全部そうながです。予定価格決定に当たって全部参考見積もりをとっておる。参考見積もりをとった業者をまた指名しとる。入札指名に当たっては公平じゃなけりゃいかんと。入札のことももちろんのこと。公平性に欠けるとは思います、そのことはいいとしましょう。

2 も救助工作車整備事業、これも同じように と から見積もりをとって、その見積もりの金額を予定価格にしていたと思いましたが、全然違います。まず、2 番に私の入札記録から見た予定価格と先ほど返答してもらった予定価格、落札価格、違いますが、どうして違いますか。お答え願います。

○尾原進一議長 暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 38 分

再開 午後 3 時 39 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

消防長。

○仙頭義文消防長 複数の業者から参考見積もりを徴して参考見積書をもとに予算が決定さ

れます。予算内に収まるように仕様書を変更して予定価格を設定したものです。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 質問と答えが全然違うてきてます。入札記録によりますと

が救助工作車整備事業、2,467万5,000円、1回目の入札で落札してます。2,467万5,000円とここへ入札記録に書いてあります。先ほど仙頭さんがおっしゃったのは2,350万円、ここへは2,467万5,000円、書いてあります。これは税込みで書いてあるがじゃないですか。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 タンク車以降の3台分については入札記録を税込みで記載しておりました。税抜きとすべきでした。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 先ほど言いましたように入札価格は税抜きで表示せないかんです。それが税込みで書かれておる。ここに指名競争入札通知というのがあります。通知書のところに落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載することとちゃんと記載の方法が決められております。だから、こういうことをされると何のための入札記録かわかりません。これは2、3、4と全部そうなっちゃうがですか。それは訂正しますか。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 最初の答弁は税抜きで答弁しましたが、その3件につきましては税込み価格になっております。可能なら税抜きで作成し直して入札記録を作成したいと思います。

以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) この①番から④までの4つの消防車両の入札契約につきまして全部参考見積もりを と にとらして、そのうち4台が4台とも

が落札しとる。落札率が98%以上、一番多いのは100%。100%の落札率を競争入札でするばかがおりますか。どうしてこういうことになるがですか。余りにもこれで何も思わんということが最大の原因やと思います。このことについては後に追及していきます。

⑤について、予定価格は誰がどのようにして決めましたか、伺います。災害用備蓄毛布。

○尾原進一議長 危機管理課長。

○畠中龍雄危機管理課長 お答えいたします。

予定価格につきましては、参考見積もりをとりまして、その金額を使っております。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 参考見積もりをとったところ、 、これ1社です。1社で参考見積もりをとって、それでそれを指名業者に選定して誰がどうやって指名したか。これは市役所がしてるわけですね。市役所の職員がしてるわけです。誰がどうやって指名し

たか。それで第1回の入札で が 99.56%で落札してます。余りにも予定価格の決め方と入札指名の方法がずさんです。全て98%、99%。これなんかは毛布1枚が2,300円の毛布ですよ、1枚。それを落札したのは2,290円。ぴったり10円まけとる。何でぴったり10円まけとるのや。最初の2,300円というのがわかつとるからや。こんなことをして、この金額が税抜きで1,923万6,000円。こんなお金を簡単に使うて、そして先ほど言いましたように、この入札に関しては安芸市の議会の承諾が必要ながですよ。2,000万円を超えとる、予定価格が。必要なのを忘れちゃった。必要なことをしなければならぬことをしなかったということもまず大変なことなんです、それを高知新聞に摘発された。何で市役所の職員や副市長や市長や課長や、そういったもんが感づかんのか、みんないっぱい判こ押しとる。誰もがそれに気づかんですか。この2,000万円以上のものに関しては議会の議決を得なければならないというのは安芸市の条例なわけです。安芸市が決めた条例なわけです。それを知らんや忘れたやいうことで済むと思いますか。

次に移ります。まだ大変なことが起きてます。⑥について、安芸市立小中学校パソコン導入業務について、予定価格は誰がどのようにして決めましたか。業者、指名業者は誰がどのようにして決めましたか。この2点をお伺いします。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 予定価格につきましては、4業者から参考見積もりをとりまして予定価格を設定をしております。業者選定につきましては、入札参加資格のある業者で県内自治体への納入実績があり、なおかつシステムの取り扱いに精通している業者8社を選定をしております。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) こういった質問について先ほどまでずっと予定価格は誰が決めたか、指名業者は誰がどのように決めたか、誰も責任者の名前が出てきません。ということは最高責任者である市長に責任があると、このように解釈してよろしゅうございますね。どちらか答えれる人が教えてください。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時52分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長。

○小松敏伸副市長 市長部局につきましては副市長が決裁権者でございます。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 教育委員会の決裁業務につきましては教育次長が最終決裁ということになっております。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 先ほどよく出て今、後ろから見た安芸市には建設工事等指名業者選

定審査会というのがあります。これは以前に指名するに当たり妙におかしいと、平等でないというようなことがあって指名選定審査会がつくられて云々ということになったと思いますが、この安芸市建設工事等指名業者選定審査会をいずれも通しておりません。通しておらず、みんなが納得いける公平で機会を均等な指名がされておれば何も言うことないですけども、全部予定価格を決めるときに前もって見積書をとった業者を全て指名しております。

それと先ほどの2番、3番、4番の消防ポンプについて、これはまだ時間が長くなりますから言いませんけど、どうやって決めたかいまだに私もわかりません。どうやって決めたか。参考見積書にも載ってません。どうやって決めたがでしょう。2番、3番、4番。2番、3番、4番の、ここに参考見積もり2,619万9,000円。もう1つの会社、参考見積もり2,900万円、予定価格2,467万5,000円。これはどういう関係で2,467万5,000円に予定価格を決めたがですか。

まず一番最初の救助工作車整備事業、先ほど言いましたように税込みで落札しちよったやつ、間違うちよった。けんどそれだけじゃない。予定価格を決めたのに、皆さん参考見積もりをとってやっとする。けんどこの2番、3番、4番については参考見積書と予定価格との関係がどういう関係かわからん。説明してください。やったもんやから説明できるでしょう。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 3、4につきましては消防本部に文書の2回目にとった参考見積書のコピーが保管されておりませんでした。予算取りの際にもう1部参考見積書がございまして、約2,200万円と2,100万円台の参考見積書がありました。その中でまだ予算を超している分については仕様書をさらに変更して予算内に収まるように予定価格を設定したものです。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) これは全く隠蔽じゃないですか。私はこのことについて26年9月17日に情報公開請求してあります。以下の各事業における設計金額及び予定価格の決定に至るいきさつ、参考見積もり、起案紙、設計入札等の記録の全てと書いてあります。記録の全てじゃないですやないか、それやったら。コピーし忘れちよったじゃ済まんでは。これが3番ですか、ほんなら2番、4番はどうですか。それも隠しちよったがですか。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 安芸分団のポンプ車と川北分団のポンプ車は2回目の参考見積書が予算交渉のときのものがありました。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) そしたら2番目はどういうことながでしょう、お伺いします。

○尾原進一議長 暫時休憩します。

休憩 午後3時57分

再開 午後3時58分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

消防長。

○仙頭義文消防長 救助工作車につきましては、その見積書しかありませんでしたが、予算交渉の段階でかなり落ちてしまいましたので、その金額に見合うように仕様書を変更いたしました。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 予算交渉をした。それは内部でしたがですか。それとも外部の業者としたがですか、お伺いします。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 予算要求の際に査定で削減されたものです。内部です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) その内部査定された予定価格2,467万5,000円、これは消費税が入った金額やけど、これが予定価格、へずられてこうなった。それを何で が落札できますか。 は見積もりで2,619万9,800円、この見積もりが出てるのに、2,619万9,000円、ちょっと安くしても2,500万円。それが何で2,467万5,000円、ぴったり100%に何でなるんや。おかしいやないか。これは2,467万5,000円に内部で交渉の結果、こうへずられたぜよということを に言うたんやろうが。そうじゃなけりや、予算がへずられて自分が見積もった金額は2,619万9,000円、これで見積もつとるのにそれより安い2,467万5,000円。それは予算金額のぴったり。先ほど聞いたように予算の予定価格じゃいうものはわからん、僕にも。情報どんなが見ても。あんたらだけしか知らんのか。あんたらだけしか知らん金額に何でぴったり100%で落札できる。それもこの業者はさっきも言うたように、この同じ内容で2,619万9,800円と見積書を出しちゅう。大方200万円近く高い金額で。こんなことあり得んでしょうが。これは犯罪ですよ。誰が責任とる。誰が責任とるかお伺いします。

○尾原進一議長 宇田議員に申し上げます。先ほど、あんた発言がありましたので、課長、消防長とか、そういう言い方をしてほしいですが。

○7番(宇田卓志議員) はい、了解しました。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 入札の結果でございまして、それ以上のものでも以下のものでもないというふうに思っております。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) そんなことで聞きゆう市民の人が納得すると思いますか。副市長。そんな答弁は答弁じゃないですよ。落札したからこうやったいうて。落札する自体、最初の入札のときから予定価格を決めるときから全部仕組まれておる。そうやって が全部落としとる。まだあと2つある。その2つも全部、 。全部、消防車両、あなたが消防長であったときの消防車両。これを全部、 が落としておる。このことについては、これは現実ですよ。誰からどういう理由をつけようと、これは現実です。市民の皆さ

んに聞いてごらん下さい。新聞社もそうやって書いてくださいよ。誰がどういうふうと思うか。そんなものたまたま 100%で落札した、そんなわけがない。この業者は先ほど言うたように、これより 200 万円高うに金額で見積もり入れておるわけや。それが何で入札のときにぴったり 100%、200 万円落として、ぴったり 100%になるんや。ちょっとオーバーしたら失格。これはたった 1 回しかやらないので、もう一遍やり直さないかん。ぴったり 100%で落札できるわけがない。

次へ行きます。時間かかりますから次へ行きます。6 番について。こんなことばかり。ちょっと入札記録をただけで。安芸市の職員の方々、どういことをやっておりますか。ここに安芸市契約事務規則というのがあります。多分これでやってると思うんやけど、これでやってもわからんようなことになっちゅう。

⑥安芸市立小中学校パソコン導入業務について、なお深くお伺いしますが、先ほど言いましたように、ここは 4 業者から参考見積もりをとって、参考見積価格 3,539 万 9,700 円、これを予定価格としております。先ほど担当課長が答えてくれたとおりです。指名業者は指名審査会を通さずにやったと。まあ、これもそれでえいでしょう。4 社から積算資料として見積もりをとっています。その 4 社のうち一番金額の安い の見積金額 3,539 万 9,700 円をそのまま予定価格として入札を実行している。このことに間違いありませんか。もう聞きましたからいいです。そういうことですね。業務名にパソコン導入業務とありますが、パソコンを購入する業務ですか、伺います。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

各小中学校のパソコン教室のほうに台数を入れるものでございまして、パソコン以外にサーバー等も入れるような形となっております。またシステム等を組み合わせる必要がありますので、そういう業者を選定して 8 社を選んでおります。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 入札記録によりますと、業務名、安芸市立小中学校パソコン導入業務とあり、業務概要にパソコン購入業務とありますが、これは先ほど言ったように間違いありませんね。もちろんパソコンをリースする業務じゃありませんね。伺います。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 リースではございません。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 私の手元に落札した の見積書があります。その見積書の合計金額が先ほど言いました 3,539 万 9,700 円。見積もり内容を見ました。ここに書いてあります。教育用パソコン機器月額賃貸借料金一式 2,325 万 5,100 円。ここに落札業者の見積書があります。内容は教育用パソコン機器月額賃貸借料金一式となっています。合計 3,539 万 9,700 円。これは予定価格とぴったり一致しております。間違いありませんか。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 間違いございません。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7 番(宇田卓志議員) 見積書はパソコン1カ月の賃貸借料金の見積書です。パソコン1カ月の賃貸借料金の見積書金額をもって購入契約の予定価格としたのはどういうわけですか、お伺いします。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 参考見積もりのほうで議員おっしゃってございましたように月額賃貸借のほうが入っておりますが、これはリースということじゃなくて機器の料金ということで見積もりのほうの品名が間違っておったというふうに考えてます。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7 番(宇田卓志議員) 間違っておったら訂正して、それから予定価格を決めたり入札をしたりすべきじゃないですか。ここに私の手元に渡るまで誰もこれ気がつかんのですか。リース契約になってますよ。上司の方、説明者・、立会人・、補助職員・、契約担当職員・、なってます。これ、こんなこと間違うちよったじゃ済まされんですよ。パソコン1カ月の賃貸借料金の見積金額をもって購入契約の予定価格としておると。内容が全く違うものの見積金額をそのまま予定価格として入札を行い、そのリース見積もりをした業者がそのまま予定価格の98.56%で売買契約。リース契約でこればあやいうて見積もりもったやつが、そのおんなじ料金で売買契約の落札をしている。このことに間違いありませんね。伺います。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり間違いはございません。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7 番(宇田卓志議員) そしてこれは先ほど言いましたように新聞社に議会の議決を得ずしてなされた契約やということで新聞社にたたかれて、議会で再議決を諮っております。まるでめちやくちゃです。当時の担当者、課長、次長、教育長、副市長、市長。よくこれが気がつかんかった。みんな判こ押して。そして最終のチェック機関である議会がなぜ気がつかなかったのか。ひょっとして、言葉が悪いかもわからんけど、新人議員やからあえて言います。行政と議会のなれ合いがあつたのじゃないですか。

最後に聞きます。異なった内容で行われたこの入札及び契約は有効ですか、無効ですか。その理由とともに伺います。これは責任者、市長。

○尾原進一議長 暫時休憩します。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時16分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

私から一言注意を申し上げます。私たち議会、公の場所ですので混乱のないよう円滑な議会運

営を求めていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

市長。

○横山幾夫市長 このパソコン導入業務につきましては、一応決裁権は教育委員会になります
が、市長としてちょっと一言申し上げます。品名につきましては、議員から御指摘の賃貸という
ことを先ほど私も初めて文書を確認させていただきましたが、その他の書類をちょっと私がじか
に見てないので断定的なことは言えないんですが、依頼文書は導入ということで案内を出して、
その業者からの品名の部分は先ほど確認しましたら、品名のところが議員御指摘の文言でありま
した。教育委員会としての依頼は導入ということであつたと思ひます。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） もうこれはだから今ごろ気がつきゆうから導入されて終わつておる
と。こういうことだと思いますが。契約の条件として、その条件の違ふ契約が有効なはずがあり
ません。契約書、どの契約書でもそうです。条件の違つた契約が有効なわけがありません。弁護
士にでも聞いてみてください。だからこれは無効なんですよ。無効やけどやつてしまった。だか
らそれを反省せないかん。損害を与えておる。無効な契約を結んで既にもう実行してしもうとる。
3,539万9,700円、これに消費税を加えた金額で売買契約を結び、まず売買契約を仮契約して、
それで議会にかけて議会の承認を得て本契約をして、追認をして、それで誰も文句なしに通つて
おる。こういう状況ですが、この契約が有効であるか無効であるか弁護士の先生によく聞いちょ
いてください。私の調べた結果、どんなことをやっても有効なはずがない。こんなわけのわから
ん不透明な入札契約や契約書類について納得がいきません。今後も真実を徹底して追究していき
ます。おかしいことがいっぱいあります。

1番、競争入札で一番大切な予定価格の決定に至る経緯が全く不透明でずさんである。平成26
年9月17日に情報公開請求を提出して6件の各事業における予定価格の決定に至るいきさつの
全ての情報を求めています、それらの情報によつても予定価格決定のいきさつが先ほど言った
ように隠蔽されたり、わからんかったりして全くわからない事業があります。ずさんなのか、そ
れとも隠蔽しているのか、とにかく真実を市民の前に明らかにしなければいけないと思つており
ます。

2番、落札率平均98%以上と余りにも予定価格に近過ぎる。

3番、消防車両4台が全て1社に独占されていて落札率100%と信じられないことが起きてい
る。

4番、8,400枚の毛布、予算2,300円がぴったり10円まけてもらつて2,290円掛ける8,400枚、
1,923万6,000円。何でぴったり10円値引きなのか。自分の提出した参考見積価格が予定価格と
なっていないとできない落札行為である。

5番、いずれの入札も業者が予定価格を知り得た上で談合を行つたとしか考えられません。

地方公共団体の契約手続における公正の確保と均等な機会の保障に配慮したものとはとても言
えるものではない。

7番目に公正な取り引きの秩序を乱すおそれがある著しく不適当な契約については契約してはならないことになっております。これは低入札価格調査何とかというので、そういう法律があります。

(2) 番、入札の方法と業者選定について質問します。本来、競争入札参加者は落札するためには他業者より低価格で入札しなければならないが、高利益を得るため各参加業者が事前に協議をして落札者を決め、申し合わせて高額で落札するのが談合です。しかし予定価格を少しでも上回ると失格となるので、より高額で落札するためには予定価格を知らなければなりません。6件の入札は予定価格を知り得た上でなければ失格を回避し、他業者に比べて一番低い価格で、なおかつ予算範囲内で一番高額な価格を入札し、しかもそのうち4台の消防車両が全て同一業者に落札することなど神わざみたいなことができるはずがない。これら6件の入札はいずれも指名競争入札であり、安芸市が特定の入札業者を選んで指名し、競争入札させている。このことについて間違いありませんか。特定の業者を指名するのは誰がどんな規則によって行い、その責任者及び担当者は誰ですか、お伺いします。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 選定の責任者は先ほどから答弁いたしましたように、副市長が決裁権者でございます。

僕の知り得る範囲では消防車両につきましては、資格を持っている全業者を指名をしているというふうに聞いております。以上です。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 教育委員会につきましては、企画等に出されています指名参加資格等を参考に、県内の納入実績等がある業者、それからシステムの取り扱い等に精通されておる業者等をピックアップしまして、そういう業者を選定を8社いたしております。

以上です。

○尾原進一議長 危機管理課長。

○畠中龍雄危機管理課長 業者選定に当たりましては高知県地域福祉政策課などが実施した災害用備蓄品購入に係る入札に参加した実績がある業者及び市内に本店または営業所がある業者で安芸市の入札参加資格がある業者を選定しております。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 各課で選定しておるが、選定責任者は副市長、小松敏伸さんであるということはわかりました。

(3)、(4) この2つを同時に質問します。(3) 落札の結果(高落札率、1社の独占、談合の疑い)について、(4) 4台の消防関係車両を独占して落札した業者について、2つまとめて質問します。消防関係の4台の車両を落札した業者名をお伺いします。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長

でございます。以上です。

○7 番（宇田卓志議員） 入札記録に、
、
、
という会社はどこにもありませんよ。
全部と入札参加業者氏名のところに載っておりますが、見積書には

この業者は入札参加資格者名簿に載っておりますか、お伺いします。

言います。会社の本店住所、代表取締役の名前と住所、監査役の名前と住所、ここへ載っております。先ほど言いました にあります。代表取締役、 、監査役、 、ここへ載っております。そして同じ場所にもう１つの消防機材関係の会社があるのを御存じですか、お伺いします。同じ住所に。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 がございます。当初は

に社屋があり、平成 26 年 2 月に住所の変更届が提出されております。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） その先ほど言いました監査役の名前、 、そしてその同じ場所にある ですか、その同じ住所にその消防機材の関係がある。ここはもう僕のほうで答えていきます。その代表取締役の名前と住所、名前は 、住所は、代表取締役の住所をお伺いしましょう。わかりませんか。 の代表取締役の住所を教えてください。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 会社の住所でよろしいでしょうか。

○7 番（宇田卓志議員） いえ、代表取締役の住所。

○仙頭義文消防長 承知しておりません。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） だから謄本をとって調べればすぐ調べられることなんですよ。

について僕が調べると言えば、そのことについてちゃんと調べてほしかった。その代表取締役の名前は 、住所は 、これが の住所です。そして先ほど言うた の代表取締役、 の住所が同じく です。ということは、もう 1 つの会社、 は入札参加資格者名簿に載ってます。先ほど聞きました。要するに同じ場所に同業の会社が 2 つあって、お互いに役員を兼ね合っている。かつ代表取締役同士は同じ住所に住んでおる。多分、御夫婦じゃないかと思いますが。ということですね。お伺いします。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 人間関係は承知しておりません。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 要するに同じ会社、夫婦で経営してる同じ会社が同じ場所にある。その 2 つの会社が指名業者登録名簿に載ってます。この 2 つの会社、それぞれ入札参加資格者名簿に載っていますが、まさか同じ入札に同時指名などはしていないでしょうね、お伺いします。そして同時指名しない理由も何ですか、お伺いします。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 が へ移ってから平成 26 年度事業で 2 件同時に指名をしております。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 何をやっておるんですか。同じ会社でしょうが。同じ住所にある。同じ消防関係の車両を扱っておる。監査役、代表取締役、同じ住所に住んどる。これをまさか何

で同時指名するんですか。それを誰も気がつかんのですか、そんなことを。同時指名をしていいんですか悪いんですか、お聞きします。答えれる人。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 ちょっと補足させていただきますと、消防本部のほうが今年度指名をする時のリストが市外は2カ年有効ですので25年度リストで指名をしたところでございますけれども、その時点では先ほど消防長が申しましたように住所が異なっておりましたので気がつきませんでした。今回御指摘のとおりあまり好ましくない、極端に言うとは避けるべきであったというふうに思いますが、ただシステム的にそれが十分にチェックできる体制がなかったということで、今後につきましては指名登録のときにそういう株式関係の持ち合いとか、そういうものがあるようなことをチェックできるようにするのか、もしくは市外の情勢があまり詳しくわかりませんので、議員が御指摘のように市外を指名する場合は企画のほうへ行きまして指名願のほうをチェックしまして、その辺がないかどうかチェックする、どちらかの方法を講じるべきであるというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) だったら同時指名をしたらいけないと。いけないけれども気がつかんかったと、こういうことですね。それに間違いないですね。気がつかんいうたって本当は気がついちゃうはずなんです。この謄本は入札参加資格者名簿、入札参加資格をとるときに必ず会社の謄本はとります。だから載っとるはずですよ。変更があったら変更があったときに提出せないかんようになってます。だから住所が変わったというたって、変わったときは入札の、副市長も企画調整課におったからそんなことはよく御存じでしょう。変わったら変わったときにどこが変わりましたというて提出せないかんはずや。それが住所が違うちよったからわからなかった。そんなはずがない。それは言いわけや。ということは、同時指名をしてはいけないけども見落としちよった、間違うちよった、そういうことですね。

安芸市事務契約規則による資格審査名簿のやり方がここへ載っております。安芸市建設工事等指名業者選定審査会、審査委員長は副市長。それで7人。副市長、企画調整課長、総務課長、建設課長、農林課長、商工観光水産課長、上下水道課長、審査会の会長は副市長で3分の2以上が出席し、出席委員全員の同意が要りますと。これが選定審査会。この制度は今回の各事業の入札指名には適用しなかったわけですね。その理由をお伺いします。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 お答えいたします。

建設工事等指名業者選定審査会につきましては、安芸市が行う建設工事等の指名競争入札に係る指名業者の選定を行うものでありまして、建設工事でありますとか建設工事に関する委託業務の選定を金額に応じて行うようにしております。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) そのように答えてくるだろうと思うてました。これは建設工事やな

いから、物品購入やから指名選定審査会にかけんかった、こう言うてくるやろう。かけとったらこんなことにならん。せつかくこういう指名選定審査会という制度があるのに、何でかけんのや、かけんからこんなことになるんや。だったら1人の感覚とか、あなた方優秀な人材やろうけど、1人のあなた方の頭ではぎっちり抜かっとなことばかりやないか。だったら3人も4人も寄ってたかって指名審査せないかんよ。1人、3人じゃできんがじゃ。どうしても偏ってくる。入札の指名を公平にするために、この制度の適用を図っていればこんなずさんな結果にはならなかったと思われま。残念です。

4台の消防関係車両全て独占して特定の業者1社が落札している。予定価格より随分と安い価格であれば最低制限価格は設定されていないので可能性は高くなるにしても、予定価格いっぱい100%から98%の落札率で4件とも落札することは談合をしない限り不可能です。このことについて責任者、担当職員は何も疑問に思わなかったのですか、おかしいと思わなかったのですか。あなた方職員は税金から報酬をもらって職務を遂行しています。あなた方職員が気がつかなければ、市会議員ましてや一般の市民が気づくはずがない。まず最初にあなた方職員が気づかなければいけない。あなた方職員はボランティアでやっとなんじゃないですよ。お給料もろうと。それも安芸市の中で破格や。安芸市で500万円、600万円の年収を取っておるもんは社長でもそうそうおりやあせん。それ以上の金額をあなた方報酬をもらいながらこのていたらくは何でしょうか。

刑事訴訟法第239条、告発の義務。読んでみます。「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。」。誰でも犯罪があると思うたら告発できますよと。2番目に「官吏又は公吏」、これは国家公務員、地方公務員のということです、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」。おかしいと思うたら告発せないかんと、放っておいたらいかんと。これは何でかいうたら、市の経営、国家の経営、これをつかさどっておるあなた方は職員だからですよ。不正があると思うたら告発しなけりやいかん。内部告発ですよ。

公務員には告発の義務があるのです。私はこの入札契約のあり方についてはおかしいと思い、犯罪があると思料します。市長、副市長、担当の職員、誰もが何も思わないのですか、お伺いします。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 入札の結果であるというふうに判断をしております。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番（宇田卓志議員） 入札の結果だ、もちろん結果ですよ。想像で言うておるわけじゃないです。これは結果としてこういうことが出てきとる。結果として言うて。結果としておかしいと思いませんかというて聞いとるがです。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 それが入札の結果だというふうに言っているところでございます。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） ちょっと議会をなめとるかと違います。私の言うとの質問と答えが全然違う。僕はなめられておると思う。僕自身が。何や、その答えは。このように思いますが、議長、注意してください。

○尾原進一議長 宇田議員にお尋ねしますが、5時が近寄っておりますがどうします。

○7 番（宇田卓志議員） 引き続きやっていただきたい。もうすぐ終わります。

○尾原進一議長 引き続き、それでは会議をいたします。

7番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 何時まででも私の持てる時間いっぱいやっていただきたいと思えます。

先ほど言いましたように、あなた方、刑事訴訟法のことも言いました、質問しました。でもその結果だと。結果だからおかしいと思うて質問しとるのやけど、それが結果と。

（5）高落札率の契約で安芸市に与えた損害の認識について質問します。全国市民オンブズマン連絡協議会では落札率90%以上は談合の疑いがあり、95%はその疑いが極めて強いと指摘していますが、それでもあなた方は何も思わないのですか。一般の市民の方々はこのことについてどのように思われるでしょう。先ほど小松副市長が言われたが、今回の物品の購入の方式を分析してみました。

予定価格を決定する段階で特定の業者より参考見積もりをとって予定価格を決めている。この段階で見積もりを提出した業者は予定価格を知り得ている。2番目、その業者を含めた業者指名を行い指名競争入札を行っている。地方公共団体の契約手続における契約の確保と均等な機会の保障に配慮したものではない。3番目、その証拠に6件の入札を落札した業者は全て最初に参考見積もりを提出した業者に限られている。このことに間違いありませんね。もう一遍確認します。

○尾原進一議長 副市長。明快な答弁をお願いします。

○小松敏伸副市長 議員が御指摘のオンブズマンの90、95%というのは自分も承知はしておりますけれども、これはあくまでも公共工事の場合でございまして、物品の場合にはこれは当てはまらないのではないかと。例えば予定価格を定価でやれば落札率はかなり低くなると思いますが、予定価格を定価の80%で設定した場合は落札率は非常に高くなるというような因果関係がありますので、単純に高落札率が云々ということは言えないかなというふうに理解をしております。

これは関係ないかもしれませんが、安芸市の購入いたしました消防車両のうち、特に消防団のポンプ車につきましては、ほかの市町村とも大体機能が一緒でございまして、そこで比較してみますと安芸市の消防ポンプ車の価格は大体300万円から400万円ぐらい他市の消防車両よりも安いということが実際に出ておりますので。

それともう1点、業者につきましては先ほども言いましたように資格のある全ての業者を入れておりますので、いわゆる一般競争入札みたいな格好にはなっておりますので、一定公平になっておるのではないかなというふうに感じております。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 一般競争入札になっておったら何で指名競争入札になっとな。指名競争入札でしょ、これは。そんなところからおかしな言いわけをせんといてください。指名競争入札ですよ。あなた方が指名したわけや。一般競争入札と全然違いますき。

先ほど言うたように、6 件の入札を落札した業者は全て最初に参考見積もりを提出した業者に限られている、このことに間違いありませんね。もう次へ行きます。

先ほどちょっと話題がそれるんですけど、物品の購入に関してはオンブズマンの 90%以上、95%以上は当てはまらないいうことがあります、大体物を買うのに見積金額の 98%から 100%で買う者がおりますか。例えば水中ポンプにしても見積もった金額の大体 6 掛けか 7 掛けです。物品購入のほうがもっと値切れるんや。実際やっごらんないな。一般の業者の人にみんなに聞いてごらんない。物を買うのに、毛布 1 枚買うのにたった 10 円まけてもらうばかりか、8,400 枚も買うのに。常識がない。

4 番、業者は互いに談合して予定価格いっぱいの高落札率で落札している。その落札結果を正当な手続で決定した落札価格として、その業者と契約行為を執行している。この繰り返しで同一業者から 100%近くの高落札率で高額な物品の購入を続け、安芸市に多額の損害を与えている。安芸市に損害を与えていることについて間違いありませんか。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 先ほども言いましたように、ほかの市町村から比べますと数百万円安いという実態もございますので、あくまでも入札の結果でそういうふうになったというふうを考えておりますので損害があったというふうには認識はしておりません。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 先ほど言いましたように正当な手続をした落札結果やというようなことを繰り返し主張することだと思います。安芸市民の税金をどれだけ無駄遣いをしているか認識していない。自分のお金やったら無駄遣いしないでしょう。けどここに税金の無駄遣いに関しては、当たり前のことですが、無駄遣いはしてはいけないという厳しい法律があります。無駄遣いをしたらいかん、禁じられています。

（6）地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項について質問します。地方自治法第 2 条第 14 項を読んでください。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 地方自治法第 2 条につきましては、地方公共団体の法律上の性格、その処理すべき事務、事務処理の基本原則等について規定したものでございまして、第 14 項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されております。

○尾原進一議長 5 時が近づきましたので本日の会議時間の延長を諮りたいと思いますが、お諮りいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○尾原進一議長 異議なしと認めます。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後4時58分

再開 午後5時4分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 先ほど地方自治法第2条第14項を読んでいただきました。「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあります。もう1つ、地方財政法第4条第1項には、これはもう私が読みます、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要最小限を超えて支出してはならない。」このように決まっております。今、国の借金が1,039兆4,000億円を超えておる。国民1人当たり818万円の借金だそうです。

(7)番、安芸市の現在の債務残高と財政について質問します。安芸市には幾らの借金があるのか伺います。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 お答えいたします。

平成25年度末の市債残高は一般会計は130億5,460万9,000円で、元氣バス事業、住宅新築資金等貸付事業、墓地公園事業を含めました普通会計では130億9,818万5,000円となっております。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 約130億円以上の借金があるようですね。その借金を削減するために官民一体となって財政健全化計画を推し進めているようですが、その官がこのような無駄遣いな契約をしていて、その認識がない。こんなことで借金は減るはずがない。

(8)平成25年9月12日の高知新聞における議決を得ずして行われた契約のうちの6件の入札に関する市議会の追認の経緯と担当者らの処分について質問します。前述の6件の契約について安芸市の条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に違反して契約を実行し、議決を得ずして契約と高知新聞に公表されたことに間違いはありませんか。

○尾原進一議長 消防長。

○仙頭義文消防長 消防ポンプ車及び救助工作車等の購入につきましては、製造の請負と判断していたことから議会の議決が必要ないと考えていたものですが、他の自治体の事例なども調査した結果、動産の取得として追認の議案を提出したものです。以上です。

○7番(宇田卓志議員) 間違いないということですね。追認を。

○仙頭義文消防長 現在はそうです。

○尾原進一議長 危機管理課長。

○畠中龍雄危機管理課長 お答えをいたします。

災害用備蓄毛布購入業務につきましては、このことが議決対象であるかの確認を失念していたことが原因だというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 小中学校のパソコン購入業務におきましても、2,000万円以上ということで議会の議決を怠ったことからこのような追認という状態になったことを申しわけなく思っております。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) そうして忘れていたと、改めて議会にかけるので追認してほしいということで行政の要望を受けてチェック機関であるはずの安芸市議会が何と6件の契約全部を何の質問も討議もなく全会一致で追認している。こういうことについて当時一般の市民であった私は傍聴席で聞いておりました。今、皆さん聞いておるところで聞いておりました。聞いておって行政の隠蔽と議会とのなれ合い、これを強く感じて失望したことでした。当日の新聞によりますと、四万十町は町長と副町長を減給10%を2カ月としています。安芸市も担当者らの処分を検討するとしていますが、誰をどのように処分されましたか、伺います。

○尾原進一議長 総務課長。

○植野浩二総務課長 お答えします。

関係職員に対しまして職務上の指揮監督としての措置を行っておりますけども、詳しい処分内容につきましては公表事由に該当しませんので公表は差し控えさせていただきます。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 担当職員のことはそういうことだろうと。またいつものそういうことで済まされるだろうと思うておりましたが、担当職員だけでなく最高責任者である安芸市長及び副市長もこれだけ不透明な入札契約、契約処理の不手際、こういうことがこれだけいっぱい出てきてます。この責任をとって減給を検討されたほうが非常に潔いと、このように思いますが、市長、副市長にお伺いします。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えします。

追認だけではなくて本日の答弁に対するものでございますが、私もまだ未確認のところがありますので、それはちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 先ほどから何回か答弁しましたが、議員御指摘のとおり若干システム的に問題がかなりあるかなということで、システムの再構築も含めまして今後こういう問題を整理しながらどうするかということを考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 御自分の減給も含めて考えるということですね。それで間違いありませんね。

それでは（９）番、行きます。平成 21 年の 5 月 28 日以前の議決を得ずして行われた契約について質問します。一番古い契約は平成 21 年 5 月 28 日に行われていますが、これが①の契約やったと思います。これ以前に予定価格が 2,000 万円以上で議決を得ずして行われた契約はありませんでしょうか。前述の 6 件の契約以前に議決を得ずして行われた契約はありませんか、伺います。

○尾原進一議長 総務課長。

○植野浩二総務課長 お答えします。

今回の追認の件につきましては、財産の取得に関しましては今回の 6 件の中での、今言われたところが一番古い記録となっておりますが、財産といえますか、物品の取得につきましてはそれですが、財産の取得処分につきましてそれ以前の 16 年度の追認の議案も出させてもらってます。先ほど言いましたけども、消防ポンプ車等の財産、物品の取得につきまして追認をするに当たりまして、全課に照会をかけて調査した上で追認の議案を提出させていただいたものでありまして、ほかにはないと考えております。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 安芸市の財政や、何度も言うようにあなた方、市職員は税金から報酬をもらって職務を遂行しています。安芸市の財政や未来が託された最も重要な職務を遂行している、いわばエリートです。間違ったり忘れたり、不正なことを結果として行った場合、当然責任は追及されます。特に市長、副市長。これは最高責任者、会社であったら社長、副社長。社員のやった責任は全部社長と副社長がとらないかんです。最高責任者が、どんなことであっても。とかげの尻尾切りじゃいきません。一番、社員がやった小さなこと、職員がやった小さなこと、これでも責任をとるのはトップですよ。この自覚が足らん。だからそういう自覚が足らんからみんな課長が係長に対してずっとおかしいことになってる。このように思います。

新聞や市議会や他人から指摘される前にみずから自浄する行動をとってください。何度も繰り返しますが、税金の無駄遣いは違法です。いかに議会の承認や追認を受けようとも違法な公金の支出が免責されるわけではありません。

（10）最後に安芸市契約事務規則について質問します。1 番、根拠となる法律または法令は何か、伺います。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 お答えいたします。

地方自治法でございます。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 地方自治法の第何条第何項でしょうか。わかればお願いします。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 それぞれの項目に関しましていろんな条がありますので、総括して地方自治法とお答えいたしました。例としましては契約の締結につきましては、第 234 条でございます。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 地方自治法第 234 条ほかということですね。私が調べたところ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令というの、特例政令によってこういうことが決められていったと思っておりますが、もう一度勉強し直してみます。

2 番目、安芸市契約事務規則第 20 条（入札の無効）の（6）に連合その他の不正行為とありますが、連合とはどのようなことですか、お伺いします。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 お答えいたします。

談合等のことを申します。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 談合等やったら談合等と書くはずですが、ここにわざわざ連合と書いてあります。連合その他の不正行為によってされたと認められる入札。談合に読みかえるだけではいかんと違いますか。これは安芸市契約事務規則ですから、あなた方しょっちゅう使うてる規則やと思いますが、連合と談合は同じながですか。

○尾原進一議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 後刻調べまして、また後刻お答えいたします。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 今後も入札の談合や違法な公金の支出に対し法に基づく事実の調査と安芸市民のこうむった損害に対し賠償するよう求めています。まだまだたくさんの疑問が残っています。今後も談合入札による税金の無駄遣いに関して真実を徹底して追究していきます。これで 1 件目の質問を終わります。ありがとうございました。

次に、道路拡張工事に伴う安芸市立安芸中学校のプール移転問題について質問します。現在のプールは 25 メーターの短水路、水深約 1.5 メーター、8 レーンで露天のプールです。安芸中学校が授業に使用することのほか水泳クラブ、安芸スイミングクラブが使用しています。クラブの使用人数は小中学生を中心に約 80 名、6 月 15 日から 8 月 30 日まで 2 カ月半、練習に励んでいます。問題が幾つかあります。1、子供の人数が多くてレーンが余裕がない、狭い。2 番、指導者の人数が少ない。3 番、露天なので利用できる期間が少ない。4 番、露天なので落雷のおそれがあり安全に問題がある。5 番、成人や老人の利用が少ないなどです。

（1）その移転の方法及び費用と新しいプールの規模について質問します。現在のプールの規模を縮小しないで移転計画を実行していただきたいのですが、そのことの可能性を伺います。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

プール、安芸中学校の移動の方法でございます。移動につきましては現在の位置から道路拡幅に支障のない範囲で西側に移動を考えております。

それとプールの建設費用といたしましてですが、建設費用につきましては最近近隣市町村で建

設されたプールがありまして、約1億2,000万円から1億5,000万円ぐらいの費用が要るだろうということでお聞きをしております。

あと、プールの規模についてですが、議員おっしゃられましたように学校の授業のみならず安芸スイミングクラブ、それから小学校の水泳記録会、安芸市体育祭の水泳競技が本校の中学校のプールで行われております。そうしたことから現プールの規模25メートル、8コースを基本としたしまして設計、協議等に入っていきたいなというふうに考えてます。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) 規模を縮小しないで実行するというようにお聞きしました。

(2) 安全と利用期間の延長を図るため露天にしない計画について質問します。昨今の異常気象については皆様御存じのことと思います。特に裸でぬれた体で屋外で運動していると落雷の危険性が非常に高くなります。また、吹きさらしの露天のため9月中ごろを過ぎると寒いので、すぐ日没で暗くなります。何とかして落雷を防ぎ照明を利用できるようにならないものでしょうか、お伺いします。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

議員のおっしゃっておりますように安全面を考えて屋根つきプールはできないかということだと思います。もちろん屋根があれば天気に左右されることなく利活用ができると考えております。ただ、現在の利活用の現状といたしましては先ほど申し上げましたように学校の授業、安芸スイミングクラブ、あとは各種大会が使用しております。期間でいいますと6月の中旬ぐらいから9月ごろまでの約4カ月間ということでありますので、室内プールのように年間通じて使用できるプールの建設は考えておりません。この点につきましては費用対効果を見ながら設計、協議に入っていきたいというふうに考えてますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、照明につきましては、遅くまであそこで泳がれるというのが7時ぐらい、8時ぐらいまで、安芸スイミングクラブ、7時ぐらいまで泳いでいるとは思いますが、あまり遅くまで泳ぐのがどうかなというのも一つ考えておるところでございます。以上です。

○尾原進一議長 7番 宇田卓志議員。

○7番(宇田卓志議員) なかなか予算、費用対効果のことで難しいと思います。

(3) 健康のためのプール利用計画について質問します。以前に安芸市に健康温水プールをつくる計画があったように記憶していますが、その後どうなったのでしょうか。健康づくりの推進における医療費の削減についてスポーツ教室やスポーツ人口の拡大は大変効果があることが立証されています。子供からお年寄りまで誰もが気楽にできる水泳教室を目指して指導者の育成や施設の整備充実に努めることが安心とやさしさあふれる元気なまちづくり、安芸市総合計画2011年に載ってました、の推進に役立つことは間違いないと思いますが、市長の考えを伺いたと思います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えします。

温水プールにつきましては私も詳しく詳細についてちょっと熟知はしてないんですが、ただ、経費的な面ではなかったらどうかと。維持とかそういう部分で中止になったのではないだろうかというふうには想像してます。ただ直接それにかかわってなかったものでちょっと承知はしておりません。

それともう1点。

○7 番（宇田卓志議員） 子供の健康のこととか大人の医療費の削減について、こういうスポーツの拡充が大変役に立つということについて、どうお考えでしょうか。

○横山幾夫市長 おっしゃるとおりだと思います。以上です。

○尾原進一議長 7 番 宇田卓志議員。

○7 番（宇田卓志議員） 子供からお年寄りまで気楽に水泳教室で健康にあふれる生活をやるようなまちづくりにしていきたいと市長がお答えいただきました。

以上で私の質問は全部終了いたします。長いことありがとうございました。

○尾原進一議長 以上で7 番宇田卓志議員の一般質問は終結いたしました。

お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって本日の一般質問はこの程度にとどめることとし、あす午前10時再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後5時30分